

京都市告示第193号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成25年6月27日

京都市長 門川 大作

1 指定する区域

京都市左京区大原戸寺町20番1, 21番及び22番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びその化合物及びほう素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)